

傍聴要領

北九州市「雑草対策のあり方」検討会議

(目的)

第1条 この要領は、付属機関及び市政運営上の会合の運営及び委員等の選任等に関する要綱（以下「要綱」という。）第8条第4項の規定に基づき、北九州市「雑草対策のあり方」検討会議（以下「検討会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続き等)

第2条 傍聴希望者の受け付けは、検討会議会場前の受付窓口において、検討会議開催当日の検討会議開始予定時刻30分前から先着順で行う。（定員は原則として30名とする。）

2 傍聴希望者は、関係の係員の指示に従って入室しなければならない。

3 報道関係者は、前2項の手続きによらず、検討会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、検討会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加える恐れのある物品を持っている者。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者。
- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は持っている者。
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類、又は拡声器、マイクその他の音声機器の類を持っている者。
- (5) 酒気を帯びている者。
- (6) 前各号に掲げる者のほか、検討会議の秩序を乱し、又は検討会の円滑な運営を妨げるおそれのある者。

(傍聴者の遵守事項等)

第4条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 発言に対して批評を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (4) 電子機器等の音を出さないようにすること。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 事務局の許可なく、撮影、録画、録音等は行わないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、検討会議の秩序を乱し、又は検討会議の円滑な運営を妨げるような行為をしないこと。

2 座長は、傍聴者が前項各号の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれをお改めないとときは退出を命ずることができる。

3 傍聴者は、検討会議の一部が非公開とされたとき、又は前項の規定により退出を命ぜられたときは、退出しなければならない。

(補足)

第5条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年12月9日から施行する。